

久喜市国民健康保険運営協議会委員名簿
 委嘱期間：令和6年8月20日～令和9年8月19日

令和6年8月21日現在

選任区分	氏名	備考
一号委員 (被保険者代表)	おおくほ れい こ 大久保 礼 子	
	こ みや のぶ とし 籠 宮 信 寿	
	さか ぐち のぶ ぞう 坂 口 信 藏	
	つか の ゆみ こ 塚 野 由美子	
	む とう けい こ 武 藤 恵 子	
二号委員 (医師・歯科医師・薬剤師代表)	やま なか か よ 山 中 佳 代	
	よし の てる お 吉 野 輝 雄	
	なが しお ひろ ふみ 長 塩 博 文	
	しょうじ まさる 東海林 秀	
	よし かわ ゆう こ 吉 川 祐 子	
三号委員 (公益代表)	えん どう あつ こ 遠 藤 厚 子	
	おく ぬき くみ こ 奥 貫 久美子	
	しま だ ちえ こ 島 田 智恵子	
	せき ね たけ し 関 根 武 視	
	みや ざわ こう いち 宮 澤 幸 一	
四号委員 (被用者保険等代表)	かた ぎり まさ や 片 桐 雅 也	
	すず き みち ひろ 鈴 木 道 広	
	なか むら かお り 中 村 香 里	

敬称略

久喜市国民健康保険の概要

1 被保険者数等

(人)

年 度	R3	R4	R5	前年度比
被保険者数 (年度末)	32,901	30,989	29,376	△5.2%
被保険者数 (年度平均)	33,909	32,322	30,497	△5.6%
世帯数 (年度末)	21,467	20,564	19,894	△3.3%
世帯数 (年度平均)	21,923	21,242	20,410	△3.9%
前期高齢者 (年度末)	17,494	16,206	15,039	△7.2%
前期高齢者割合 (年度末)	53.2%	52.3%	51.2%	△1.1P
久喜市人口 (年度末)	151,203	150,740	150,756	0.0%
加入率 (年度末)	21.8%	20.6%	19.5%	△1.1P

出典) 事業年報・月報

2 決算状況

(円)

年 度	R3	R4	R5	前年度比
歳 入	16,544,132,403	15,998,090,953	15,339,180,317	△4.1%
歳 出	16,194,706,479	15,866,445,375	15,246,976,354	△3.9%
歳入歳出差引残額	349,425,924	131,645,578	92,203,963	△30.0%
年度末基金残高	435,013,877	213,006,111	1,648	△100.0%
その他繰入金	12,536,000	12,043,000	99,840,103	729.0%

3 税収の推移

(円)

年 度	R3	R4	R5	前年度比
現 年	2,833,015,227	2,727,970,823	2,746,967,584	0.7%
滞納繰越	186,177,408	138,894,325	121,088,777	△12.8%
計	3,019,192,635	2,866,865,148	2,868,056,361	0.0%

4 収納率

(%)

年 度	R3	R4	R5	前年度比
現 年	93.97	93.52	93.05	△0.47P
滞納繰越	29.49	28.26	27.58	△0.68P
計	82.81	84.11	84.57	0.46P

5 1人あたり調定額（現年） (円)

年 度	R3	R4	R5	前年度比
久喜市	88,777	90,124	96,626	7.2%
県内市平均	95,932	100,380	100,730	0.3%
県内市順位	24位	30位	22位	—

(出典) 国民健康保険事業（速報値）

6 1世帯あたり調定額（現年） (円)

年 度	R3	R4	R5	前年度比
久喜市	137,313	137,134	144,381	5.3%
県内市平均	144,595	148,989	147,074	△1.3%
県内市順位	21位	30位	20位	—

(出典) 国民健康保険事業（速報値）

7 保険給付費（決算） (円)

年 度	R3	R4	R5	前年度比
保険給付費	11,477,434,625	11,212,011,498	10,799,893,122	△3.7%
1人あたり保険給付費	338,478	346,885	354,130	2.1%

※保険給付費を年度平均被保険者数で除したもの。

8 1人あたり医療費（療養諸費） (円)

年 度	R3	R4	R5	前年度比
久喜市	398,836	405,861	414,664	2.2%
県内市町村平均	359,100	367,415	382,175	4.0%
県内順位	8位	11位	16位	—

(出典) 国民健康保険事業（速報値）

9 特定疾病対象者数（人工透析） (人)

年 度	R3	R4	R5	前年度比
年度平均	140	132	128	△3.0%

(出典) 事業年報・月報

10 特定健康診査受診率

年 度	R3	R4	R5	前年度比
法定報告	40.0%	40.5%	38.6%(※)	—
費用決済ベース	36.7%	37.0%	36.8%	△0.2P

※R5年度法定報告の受診率は未確定のため、R6.7月末現在の受診率を記載。

11 特定保健指導実施率

年 度	R3	R4	R5
法定報告	10.4%	11.3%	6.9%(※)

※R5年度法定報告の実施率は未確定のため、R6.7月末現在の実施率を記載。

○久喜市国民健康保険条例（抜粋）

平成22年3月23日

条例第142号

第2章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第2条 国民健康保険運営協議会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 5人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- (3) 公益を代表する委員 5人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○久喜市国民健康保険に関する規則（抜粋）

平成22年3月23日

規則第126号

（所掌事項）

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 国民健康保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更に関する事項
- (4) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- (5) その他国民健康保険事業の運営上重要なものと認められる事項

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから全委員の選挙によって選出、選任されるものとする。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 協議会の招集は、会議の日の3日前までに、会議の内容、日時及び場所等を明示した書面を各委員に送付して行うものとする。

(議事)

第5条 協議会の議事は、委員の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 2 協議会に出席することのできない委員は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について書面により協議会の議事に加わることができる。
- 3 前項の規定により、賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる委員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第6条 会長は、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康スポーツ部国民健康保険課において処理する。

(委任)

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について**1 改正理由**

令和5年6月9日公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部改正」の施行により、令和6年12月2日から現行の健康保険証（以下「被保険者証」という。）は発行されなくなることに伴い、関係条例を改正するものです。

2 改正の概要

久喜市国民健康保険条例第13条において、「市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出（※1）をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定（※2）により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。」とする規定となっております。

マイナンバー法等の一部改正により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証は発行されなくなることから、当該条例の被保険者証に係る条文を別紙のとおり改正するものです。

※1 被保険者の資格の取得及び喪失などに係る届出

※2 保険税を滞納している世帯主に対し被保険者証の返還を求める規定

久喜市国民健康保険条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例（案）	現行条例（旧）
<p>第8章 罰則</p> <p>第13条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合</p> <p>_____において</p> <p>ては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第8章 罰則</p> <p>第13条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>

令和5年度

久喜市国民健康保険特別会計
歳入歳出決算書
(案)

令和5年度 久喜市国民健康

歳入

款	項	予 算 現 額
1 国民健康保険税		2,886,698,000
	1 国民健康保険税	2,886,698,000
2 使用料及び手数料		1,000
	1 手数料	1,000
3 国庫支出金		593,000
	1 国庫補助金	593,000
4 県支出金		11,987,306,000
	1 県負担金・補助金	11,987,305,000
	2 財政安定化基金交付金	1,000
5 財産収入		17,000
	1 財産運用収入	17,000
6 繰入金		1,308,209,000
	1 一般会計繰入金	1,095,188,000
	2 基金繰入金	213,021,000
7 繰越金		131,645,000
	1 繰越金	131,645,000
8 諸収入		43,817,000
	1 延滞金、加算金及び過料	25,282,000
	2 市預金利子	7,000
	3 貸付金元利収入	1,000
	4 雑収入	18,517,000
歳入	合計	16,358,286,000

保険特別会計歳入歳出決算書

(単位:円)

調	定	額	収	入	額	不	納	欠	損	額	収	入	未	済	額	予	算	現	額	と	収	入	の	比	較	
	3,385,564,993		2,868,056,361		59,423,485		463,047,487																			△18,641,639
	3,385,564,993		2,868,056,361		59,423,485		463,047,487																			△18,641,639
	300		300		0		0																			△700
	300		300		0		0																			△700
	575,000		575,000		0		0																			△18,000
	575,000		575,000		0		0																			△18,000
	10,981,167,153		10,981,167,153		0		0																			△1,006,138,847
	10,981,167,153		10,981,167,153		0		0																			△1,006,137,847
	0		0		0		0																			△1,000
	16,537		16,537		0		0																			△463
	16,537		16,537		0		0																			△463
	1,304,420,984		1,304,420,984		0		0																			△3,788,016
	1,091,399,984		1,091,399,984		0		0																			△3,788,016
	213,021,000		213,021,000		0		0																			0
	131,645,578		131,645,578		0		0																			578
	131,645,578		131,645,578		0		0																			578
	59,082,831		53,288,404		0		5,784,427																			9,481,404
	25,113,996		25,113,996		0		0																			△178,004
	6,978		6,978		0		0																			△22
	236,000		0		0		236,000																			△1,000
	33,725,857		28,171,430		0		5,548,427																			9,660,430
	15,862,473,376		15,339,180,317		59,423,485		468,831,914																			△1,019,105,683

歳出

款	項	予算現額
1 総務費		237,389,000
	1 総務管理費	236,195,000
	2 徴税費	153,000
	3 運営協議会費	579,000
2 保険給付費	4 趣旨普及費	462,000
		11,856,338,000
	1 療養諸費	10,343,864,000
	2 高齢療養費	1,473,359,000
3 国民健康保険事業費納付金	3 移送費	150,000
	4 出産産育児諸費	25,011,000
	5 葬祭諸費	13,750,000
	6 傷病手当諸費	204,000
		3,918,682,000
		2,604,913,000
4 共同事業拠出金	1 医療給付費分	1,009,305,000
	2 後期高齢者支援金等分	304,334,000
	3 介護納付金分	1,000
5 財政安定化基金拠出金	1 共同事業拠出金	1,000
	1 財政安定化基金拠出金	1,000
6 保健事業費		203,957,000
	1 特定健康診査等事業費	142,655,000

(単位:円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
226,082,912	0	11,306,088	11,306,088
225,091,321	0	11,103,679	11,103,679
124,950	0	28,050	28,050
490,471	0	88,529	88,529
376,200	0	85,800	85,800
10,799,893,122	0	1,056,444,878	1,056,444,878
9,381,040,965	0	962,823,035	962,823,035
1,385,350,835	0	88,008,165	88,008,165
0	0	150,000	150,000
19,942,890	0	5,088,110	5,088,110
13,400,000	0	350,000	350,000
158,432	0	45,568	45,568
3,918,680,279	0	1,721	1,721
2,604,912,404	0	596	596
1,009,304,390	0	610	610
304,333,485	0	515	515
566	0	434	434
566	0	434	434
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
177,355,000	0	26,602,000	26,602,000
121,256,113	0	21,399,887	21,399,887

歳出

款	項	予算現額
	2 保健事業費	61,302,000
7 基金積立金		17,000
	1 基金積立金	17,000
8 諸支出金		132,001,000
	1 徴還金及び還付加算金	123,999,000
	2 繰出金	8,002,000
9 予備費		10,000,000
	1 予備費	10,000,000
歳出	合計	16,358,286,000

(単位:円)

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
55,099,887	0	5,202,113	5,202,113
16,537	0	463	463
16,537	0	463	463
125,047,908	0	6,953,092	6,953,092
117,046,414	0	6,952,586	6,952,586
8,001,494	0	506	506
0	0	10,000,000	10,000,000
0	0	10,000,000	10,000,000
15,246,976,354	0	1,111,309,646	1,111,309,646

歳入歳出差引残額

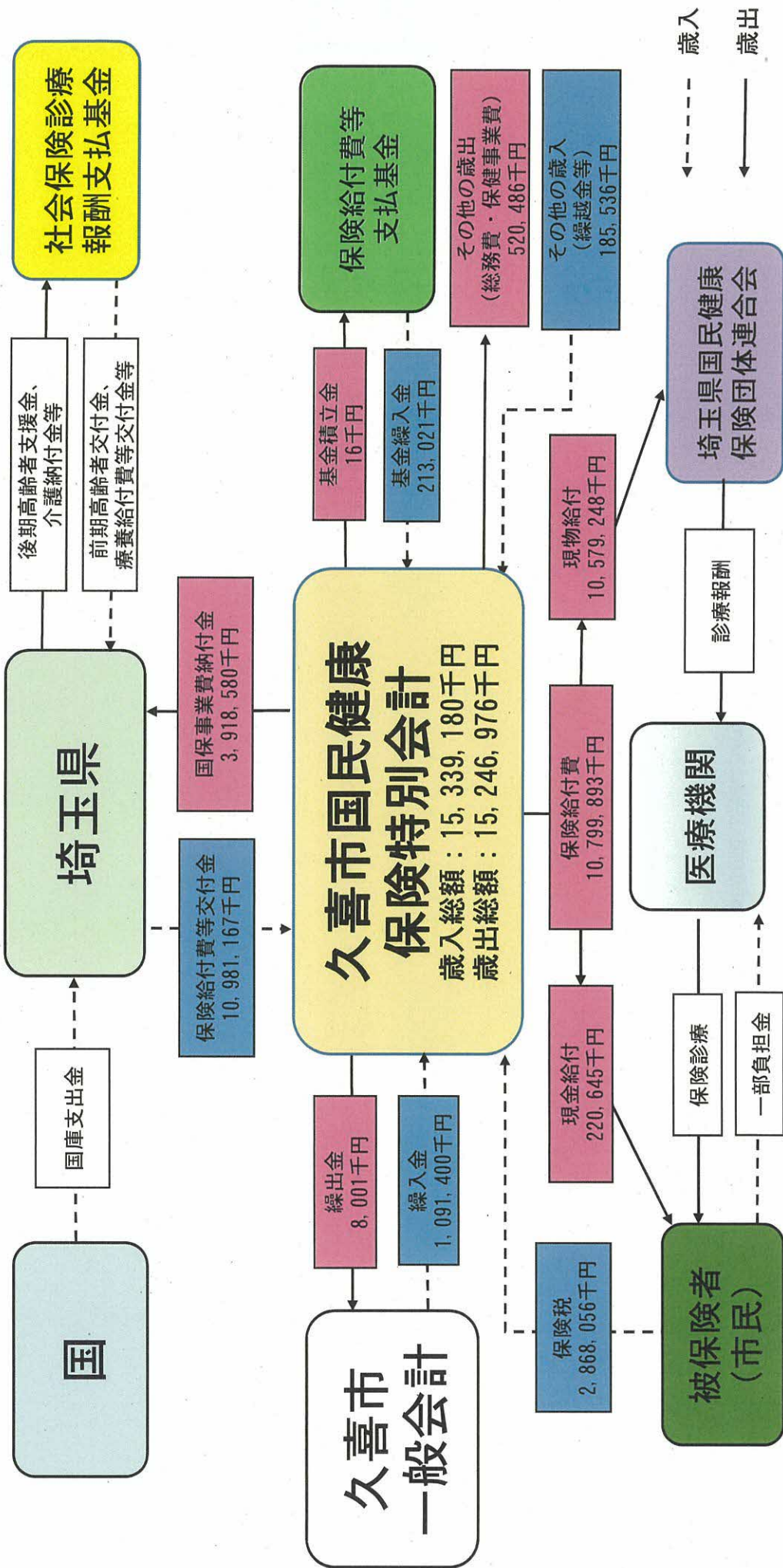
92,203,963 円

令和 6 年 月 日 提出

久喜市長 梅田 修一

令和5年度久喜市国民健康保険特別会計決算書(案)の相関図

資料5-2



令和5年度久喜市国民健康保険特別会計決算書(案)の概要説明

【1 概要】

歳入総額	153億3,918万 317円
	(前年度比6億5,891万 636円 4.1%減)
歳出総額	152億4,697万6,354円
	(前年度比6億1,946万9,021円 3.9%減)
歳入歳出差引額	9,220万3,963円
	(前年度比 3,944万1,615円減)

【2 歳入】

1款 国民健康保険税

調定額	33億8,556万4,993円
収入済額	28億6,805万6,361円
不納欠損額	5,942万3,485円
収納率 (現年分)	93.05% (滞納繰越分) 27.58%

2款 使用料及び手数料

収入済額 300円

国民健康保険の加入証明発行に係る手数料です。

3款 国庫支出金

収入済額 57万5千円

国から交付された補助金です。

災害臨時特例補助金は、東日本大震災に伴う被災者に対する国保税の減免及び一部負担金の減免に要した経費に対して交付されるもので、24万8千円が交付されております。

出産育児一時金臨時補助金は、出産育児一時金の額が改正されたことに伴い、令和5年度に限り交付されるもので、23万2千円が交付されております。

社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等に要した経費に対して交付されるもので、9万5千円が交付されております。

4款 県支出金

収入済額 109億8,116万7,153円

埼玉県から交付された保険給付費等交付金(普通交付金)及び(特別交付金)です。

普通交付金は、保険給付費のうち、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金を除く費用の全額が市町村に交付されるもので、

108億727万2,153円が交付されております。

また、特別交付金は、健康づくり事業や医療費適正化対策の取り組みなどが評価される保険者努力支援分など、市町村ごとの実施事業に応じて交付されるもので、1億7,389万5千円が交付されております。

5款 財産収入

収入済額 1万6,537円

保険給付費等支払基金の預金利子です。

6款 繰入金

収入済額 13億442万984円

1項 一般会計繰入金 1目 一般会計繰入金

1節 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）

収入済額 4億1,790万5,120円

市町村国保の被保険者の保険税の軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、国保被保険者の保険税負担の緩和及び市町村国保の財政基盤の安定化を図る制度です。負担割合は都道府県4分の3、市町村4分の1となっています。

2節 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）

収入済額 2億5,810万7,753円

市町村国保の保険税の軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険税額の一定割合を一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、保険税負担の軽減を図るとともに、低所得者を多く抱える市町村を支援する制度です。負担割合は国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1となっています。

3節 未就学児均等割保険税繰入金

収入済額 729万2,801円

未就学児均等割保険税軽減額について、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担し、国保特別会計に繰り入れたものです。

4節 職員給与費等繰入金

収入済額 2億3,644万5千円

職員給与費及び一般管理業務経費の事務費等について、一般会計から繰り入れたものです。

5節 出産育児一時金等繰入金

収入済額 1, 329万500円

出産育児一時金の支出のうち、3分の2を一般会計から繰り入れたものです。

6節 その他一般会計繰入金

収入済額 9, 984万103円

地方単独事業による子ども医療費等の窓口払い廃止の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額調整分（ペナルティ分）として1, 300万9, 103円を、決算の補填を目的として8, 683万1千円を一般会計から繰り入れたものです。

7節 国保財政安定化支援事業繰入金

収入済額 5, 827万9, 511円

国保財政の健全化及び保険税負担の平準化のために一般会計から繰り入れるものです。財源は一般会計に地方交付税措置がされています。繰入額は、高齢被保険者の一人当たり医療費差額、高齢被保険者数、高齢被保険者数の割合に応じて決定されています。

8節 国民健康保険産前産後保険税繰入金

収入済額 23万9, 196円

産前産後保険税軽減額について、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担し、国保特別会計に繰り入れたものです。

2項 基金繰入金 1目 基金繰入金

1節 保険給付費等支払基金繰入金

収入済額 2億1, 302万1千円

埼玉県に支払う国保事業費納付金の支出に充てるため、保険給付費等支払基金を取り崩し、国保特別会計に繰り入れたものです。

7款 繰越金

収入済額 1億3, 164万5, 578円

令和4年度の決算確定に伴い、令和4年度の国保特別会計の歳入歳出差引額を令和5年度に繰り越ししたものです。

8款 諸収入

収入済額 5, 329万8, 404円

保険税の延滞金、市預金利子、第三者納付金、国保資格喪失後受診など

の被保険者からの返納金などです。

【3 歳出】

1款 総務費

支出済額 2億2,608万2,942円

国民健康保険を運営するための、職員給与費等の人件費、一般管理業務経費の事務費、埼玉県国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課業務経費、運営協議会業務経費などです。

2款 保険給付費

支出済額 107億9,989万3,122円

被保険者が医療機関等で受診した際の医療費の保険者負担分、補装具等を作製した際の療養費の保険者負担分、診療報酬の診査支払手数料、高額療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金などの支給に要した経費です。

3款 国民健康保険事業費納付金

支出済額 39億1,858万279円

令和5年度の国民健康保険事業費納付金（医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分）として、埼玉県へ納付した費用です。

納付金は、埼玉県が各市町村に支払う保険給付費等交付金などの原資となるもので、納付金の額は、各市町村の被保険者数、所得水準、医療水準により、埼玉県が算出しております。

4款 共同事業拠出金

支出済額 566円

退職被保険者等該当者リスト出力にかかる事務費拠出金です。

5款 財政安定化基金拠出金

支出済額 0円

財政安定化基金は、国民健康保険事業の財政安定化のため埼玉県に設置された基金ですが、拠出実績はありませんでした。

6款 保健事業費

支出済額 1億7,735万5千円

特定健康診査、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防対策、医療費通知、保養施設利用者助成、健康マイレージ助成、人間ドック助成、がん検診助成などに要する費用などです。

7款 基金積立金

支出済額 1万6, 537円 ..

(内訳) 保険給付費等支払基金積立金 (元金) 0円

保険給付費等支払基金積立金 (利子) 1万6, 537円

令和5年度に保険給付費等支払基金に積み立てた元金、利子です。

令和5年度は預金利子のみの積立てとなりました。

これにより、令和5年度末の基金残高は、1, 648円になりました。

8款 諸支出金

支出済額 1億2, 504万7, 908円

保険税の還付金、還付加算金、保険給付費等交付金 (普通交付金) 償還金、保険給付費等交付金 (特別交付金) 償還金などです。

また、一般会計繰出金として、800万1, 494円を一般会計へ繰り出しました。こちらは、令和4年度に一般会計から繰り入れた職員給与費等繰入金を充当した人件費や一般管理業務経費の事務費の決算剰余金を一般会計へ返還したものです。

9款 予備費

充用額 0円

実績はありませんでした。

令和6年度

久喜市国民健康保険特別会計予算

(抜粋)

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		3,206,179
	1 国民健康保険税	3,206,179
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		11,989,783
	1 県負担金・補助金	11,989,782
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
6 繰入金		1,064,396
	1 一般会計繰入金	1,064,396
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		22,538
	1 延滞金、加算金及び過料	22,601
	2 市預金利子	8
	3 貸付金元利収入	1
	4 雑収入	28
歳入合計		16,283,000

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		278,709
	1 総務管理費	277,407
	2 徴収税費	168
	3 運営協議会費	589
	4 趣旨普及費	545
2 保険給付費		11,860,269
	1 療養諸費	10,313,028
	2 高齢療養費	1,506,628
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	28,012
	5 葬祭諸費	12,500
	6 傷病手当諸費	1
3 国民健康保険事業費納付金		3,795,046
	1 医療給付費分	2,533,479
	2 後期高齢者支援金等分	965,215
	3 介護納付金分	296,352
4 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5 保健事業費		212,986
	1 特定健康診査等事業費	154,575
	2 保健事業費	58,411
6 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
7 諸支出金		125,988
	1 償還金及び還付加算金	39,157
	2 繰出金	86,831
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		16,283,000

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比	増減率 (%)
1 国民健康保険税	3,206,179	19.7	2,887,346	19.2	318,833	11.0
2 使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0	0	0.0
3 国庫支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
4 県支出金	11,989,783	73.6	10,794,699	71.6	1,195,084	11.1
5 財産収入	1	0.0	15	0.0	△14	△93.3
6 繰入金	1,064,396	6.5	1,195,120	7.9	△130,724	△10.9
7 繰越金	1	0.0	150,000	1.0	△149,999	△100.0
8 諸収入	22,638	0.2	48,818	0.3	△26,180	△53.6
歳入合計	16,283,000	100.0	15,076,000	100.0	1,207,000	8.0

(単位：千円)

	本年度予算額の財源内訳			
	特定財源		一般財源	
	国・県支出金	地方債	その他	
			24	278,665
	11,818,527			41,742
	124,653		3	3,670,390
				1
	46,604		1	166,381
			1	0
				125,988
				10,000
				0
	11,989,784		29	4,293,187

(歳出)

款	本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	構成比 (%)	比較	増減率 (%)
1 総務費	278,709	1.7	239,827	1.6	38,882	16.2
2 保険給付費	11,860,269	72.8	10,668,993	70.8	1,191,276	11.2
3 国民健康保険事業費補付金	3,795,046	23.3	3,917,505	26.0	△122,459	△3.1
4 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 保健事業費	212,986	1.3	219,005	1.4	△6,019	△2.7
6 基金積立金	1	0.0	15	0.0	△14	△93.3
7 諸支出金	125,988	0.8	20,653	0.1	105,335	510.0
8 予備費	10,000	0.1	10,000	0.1	0	0.0
廃共同事業拠出金	0	0.0	1	0.0	△1	皆減
歳出合計	16,283,000	100.0	15,076,000	100.0	1,207,000	8.0

令和6年度 久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

■歳入予算

款	当初予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 (千円)	補正の主な内容
1 国民健康保険税	3,206,179	0	3,206,179	
2 使用料及び手数料	1	0	1	
3 国庫支出金	1	0	1	
4 県支出金	11,989,783	15,400	12,005,183	○保険給付費等交付金(特別交付金) 15,400千円
5 財産収入	1	0	1	
6 繰入金	1,064,396	△ 7,480	1,056,916	○職員給与費等繰入金 △7,480千円
7 繰越金	1	0	1	
8 諸収入	22,638	0	22,638	
合計	16,283,000	7,920	16,290,920	

■歳出予算

款	当初予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 (千円)	補正の主な内容
1 総務費	278,709	7,920	286,629	○一般管理業務経費 7,920千円
2 保険給付費	11,860,269	0	11,860,269	
3 国民健康保険事業費納付金	3,795,046	0	3,795,046	
4 財政安定化基金拠出金	1	0	1	
5 保健事業費	212,986	0	212,986	
6 基金積立金	1	0	1	
7 諸支出金	125,988	0	125,988	
8 予備費	10,000	0	10,000	
合計	16,283,000	7,920	16,290,920	

令和6年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要説明

【1 補正の概要】

（歳入）

- ・健康保険証の見直しに伴う資格確認書等の発行に要する経費に対して交付される県支出金の補正
- ・県支出金の交付に伴い財源内訳の変更が発生したことに伴う職員給与費等繰入金金の補正

（歳出）

- ・健康保険証の見直しに伴い資格確認書等を発行するために必要となるシステム改修費の補正

などにより、歳入歳出予算に792万円を追加し、予算総額を162億9,092万円とするものです。

【2 歳入】

(1) 4款 県支出金

補正額 1,540万円の増額

- ・保険給付費等交付金（特別交付金）

健康保険証の見直しに伴う資格確認書等の発行に要する経費に対して県支出金が交付されることから補正するものです。

(2) 6款 繰入金

補正額 748万円の減額

- ・職員給与費等繰入金

健康保険証の見直しに伴う資格確認書等の発行に要する経費に対して県支出金が交付されることに伴い財源内訳が変更されることから減額補正するものです。

【3 歳出】

(1) 1款 総務費

補正額 792万円の増額

- ・一般管理業務経費

健康保険証の見直しに伴い資格確認書等を発行するに当たり、住民情報システムの仕様変更に係るシステム改修をする必要があるため、増額補正するものです。

令和6年度 久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)

※令和5年度決算歳入歳出差引額 92,203,963円

■歳入予算

款	補正前 (千円)	補正額 (千円)	補正後 (千円)	補正の主な内容
1 国民健康保険税	3,206,179	0	3,206,179	
2 使用料及び手数料	1	0	1	
3 国庫支出金	1	0	1	
4 県支出金	12,005,183	0	12,005,183	
5 財産収入	1	26	27	○保険給付費等支払基金利子 26千円
6 繰入金	1,056,916	△ 2,978	1,053,938	○職員給与費等繰入金 △2,978千円
7 繰越金	1	92,202	92,203	○前年度繰越金 92,202千円
8 諸収入	22,638	372	23,010	○市預金利子 372千円
合 計	16,290,920	89,622	16,380,542	

■歳出予算

款	補正前 (千円)	補正額 (千円)	補正後 (千円)	補正の主な内容
1 総務費	286,629	△ 2,978	283,651	○職員給与費 △7,398千円 ○会計年度任用職員給与費 2,598千円 ○総合事務組合負担金事業 301千円 ○一般管理業務経費(収納課) 1,305千円 ○連合会負担金事業 216千円
2 保険給付費	11,860,269	0	11,860,269	
3 国民健康保険事業費納付金	3,795,046	10,971	3,806,017	○一般被保険者医療給付費分国保事業費納付金事業 12,070千円 ○一般被保険者後期高齢者支援金等分国保事業費納付金事業 8,137千円 ○介護納付金分国保事業費納付金事業 △9,236千円
4 財政安定化基金拠出金	1	0	1	
5 保健事業費	212,986	1,224	214,210	○特定健康診査事業 139千円 ○特定保健指導事業 57千円 ○保健衛生普及事業 1,028千円
6 基金積立金	1	69,075	69,076	○保険給付費等支払基金積立金事業 69,075千円
7 諸支出金	125,988	11,330	137,318	○一般会計繰出事業 11,330千円
8 予備費	10,000	0	10,000	
合 計	16,290,920	89,622	16,380,542	

令和6年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）の概要説明

【1 補正の概要】

（歳入）

- ・ 利子の利率が当初の見込みよりも高く変動したことに伴う基金利子及び預金利子の補正
- ・ 職員給与費、一般管理業務経費の増減に伴う職員給与費等繰入金の補正
- ・ 令和5年度決算額確定に伴う繰越金の補正

（歳出）

- ・ 令和6年度の人事異動等に伴う人件費の補正
- ・ 令和6年10月1日以降、郵便料金が改定されることに伴う補正
- ・ オンライン資格確認等運営負担金の月額単価が変更されることに伴う補正
- ・ 国保事業費納付金（本算定）の決定に伴う補正
- ・ 令和5年度決算額確定に伴う基金積立金への積み戻しの補正
- ・ 令和5年度一般会計繰入金（職員給与費等繰入金）に係る決算剰余金を一般会計へ繰り出すための補正

などにより、歳入歳出予算に8,962万2千円を追加し、
予算総額を163億8,054万2千円とするものです。

【2 歳入】

(1) 5款 財産収入

補正額 2万6千円の増額

- ・保険給付費等支払基金利子

利子の利率が当初の見込みよりも高く変動したことから増額補正するものです。

(2) 6款 繰入金

補正額 297万8千円の減額

- ・職員給与費等繰入金

令和6年度の人事異動等に伴う職員給与費の減額等に伴い、職員給与費等繰入金について減額補正するものです。

(3) 7款 繰越金

補正額 9,220万2千円の増額

- ・前年度繰越金

令和5年度国民健康保険特別会計決算において、歳入歳出差引残額が確定したため、増額補正するものです。

(4) 8款 諸収入

補正額 37万2千円の増額

- ・市預金利子

利子の利率が当初の見込みよりも高く変動したため増額補正するものです。

【3 歳出】

(1) 1 款 総務費

補正額 297万8千円の減額

(内訳)

・職員給与費 739万8千円の減額

令和6年度の職員の人事異動及び臨時的任用職員の任用状況により職員給与費を減額補正するものです。

・会計年度任用職員給与費 259万8千円の増額

令和6年度の会計年度任用職員の任用状況により会計年度任用職員給与費を増額補正するものです。

・総合事務組合負担金事業 30万1千円の増額

令和6年度の職員の人事異動及び臨時的任用職員・会計年度任用職員の任用状況により総合事務組合負担金を減額補正するものです。

・一般管理業務経費 130万5千円の増額

令和6年10月1日以降、郵便料金が改定されるため増額補正するものです。

・連合会負担金事業 21万6千円の増額

オンライン資格確認等運営負担金の月額単価が変更されたため、増額補正するものです。

(2) 3 款 国民健康保険事業費納付金

補正額 1,097万1千円の増額

(内訳)

・医療給付費分国保事業費納付金 1,207万円の増額

・後期高齢者支援金等分国保事業費納付金 813万7千円の増額

・介護納付金分国保事業費納付金 923万6千円の減額

国保事業費納付金（本算定）の決定に伴い増額補正するものです。

(3) 5款 保健事業費

補正額 122万4千円の増額

(内訳)

- ・ 特定健康診査事業 13万9千円の増額
- ・ 特定保健指導事業 5万7千円の増額
- ・ 保健衛生普及事業 102万8千円の増額

令和6年10月1日以降、郵便料金が改定されるため増額補正するものです。

(4) 6款 基金積立金

補正額 6,907万5千円の増額

- ・ 保険給付費等支払基金積立金事業

令和5年度に基金から2億1,302万1千円の取り崩しを行いました。令和5年度決算額確定に伴い、剰余金を基金に積み戻しするものです。

補正後の令和6年度末の基金残高見込額は6,907万7,648円となる見込みです。

(5) 7款 諸支出金

補正額 1,133万円の増額

- ・ 一般会計繰出事業

令和5年度に一般会計から繰り入れた職員給与費等繰入金を充当した人件費や一般管理業務経費の事務費の決算剰余金を一般会計へ返還するものです。